

200801001A
200801001B

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

男女労働者の働き方が東アジアの低出生力に
与えた影響に関する国際比較研究

(H18-政策-一般-005)

平成20年度 総括研究報告書

平成18年度～平成20年度 総合研究報告書

研究代表者 鈴木 透

平成 21(2009)年 3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

男女労働者の働き方が東アジアの低出生力に
与えた影響に関する国際比較研究

(H18-政策-一般-005)

平成 20 年度 総括研究報告書

研究代表者 鈴木透

平成 21 (2009) 年 3 月

目 次

I 総括研究報告

総括研究報告書（要旨）	3
東アジア低出生力国の出生促進策	鈴木 透 9
韓国における夫妻の就労と出生力—全国出産力調査の分析	鈴木 透 23

II 分担研究報告

分担研究報告書（要旨）	33
台湾の少子化のマクロ分析	伊藤正一 45
東アジアにおける就業と家族形成意識・行動 —JGSS、TSCS、WMFES、EASS の比較分析—	小島 宏 75

III 研究成果の刊行に関する一覧表

IV 研究成果の刊行物・別刷

Lowest-Low Fertility and Its Demographic Impact in Japan (Toru Suzuki)	113
Introduction: Fertility Decline and Governmental Interventions in Eastern Asian Advanced Countries (Toru Suzuki)	139
Low Fertility and Policy Responses in Korea (Sam-Sik Lee)	155
Transition to Below Replacement Fertility and Policy Response in Taiwan (Meilin Lee)	179

研究者名簿

研究代表者

鈴木 透 (国立社会保障・人口問題研究所企画部第4室長)

研究分担者（五十音順）

伊藤正一 (関西学院大学経済学部教授)

小島 宏 (早稲田大学社会科学総合学術院教授)

I 総括研究報告

厚生労働科学研究費（政策科学推進研究事業）

総括研究報告書

男女労働者の働き方が東アジアの低出生率に与えた影響に関する国際比較研究

研究代表者 鈴木 透 国立社会保障・人口問題研究所企画部第四室長

研究要旨：

本研究では韓国・台湾・シンガポールという東アジア低出生率国の出生率低下の要因と政策的対応を、日本との対比を念頭に置いて検討した。シンガポールはいち早く高学歴女子の出生促進に乗り出したのに対し、韓国・台湾はかつての人口爆発への恐怖と過剰人口感のために出生促進策への転換が選択された。各国の政策を比較すると、経済的支援、保育サービス、休暇制度、生殖保健等で各々特徴的な内容を持つが、特に家族価値に関する立場に際だった対照が見られた。台湾のマクロデータから、女子の高学歴化と男子に対する相対所得の上昇、保育費用の高さが出生率低下に影響を与えることが示された。韓国のマイクロデータの分析からは、両立支援策の相対的重要性が明らかになった。また日本・韓国・台湾のマイクロデータの比較分析から、日本における就業関連属性の相対的重要性が示唆された。

研究分担者：

伊藤正一（関西学院大学経済学部教授）
小島 宏（早稲田大学社会科学総合学術院教授）

A. 研究目的

本研究では、働き方に関する諸要因が出生率に与える影響を、文献研究および専門家インタビュー、マクロデータ分析、マイクロデータ分析の各段階を踏んで分析を進める。そのような分析を通じて、労働時間や勤務形態のフレクシビリティー、家庭内分業の実態、若年労働者の経済的自立度将来の見通し、企業のファミリーフレンドリー施策の導入努力、地域の保育サービス供給の量といった諸側面が、どのように結婚率・出生率に影響するかを定量的に調べることを目的とする。それぞれの側面における改善がどの程度の出生促進効果を持つかの見極めを通じて、政策の優先順位等に関わる政策提言が得られる。現在まであまりはかばかしい成果が得られていない日本の出生促進策を考える上でも、日本より急激に出生率が低下している韓国・台湾との比較研究は不可欠である。

B. 研究方法

研究は文献・理論研究、マクロデータ分析、マイクロデータ分析の段階を踏んで行われた。文献・理論研究では日本・韓国・台湾・シンガポールにおける近年の出生率低下と、その社会経済的要因に関する既存研究を収集し、専門家インタビューと併せて、欧米先進国から得られた知見と比較・検討した。また出生促進策の導入に関わる政府・自治体の動きや、導入をめぐる議論・言説等を、アカデミックな研究に限定せず新聞・雑誌等からも幅広く収集した。この過程で、第1次低出産・高齢社会基本計画（韓国、2006年）、人口政策白書（台湾、2008年）、結婚・出産政策パッケージ（2008年、シンガポール）等の各国の政策文書をも収集した。このうち韓国の第1次低出産・高齢社会基本計画台湾の人口政策白書については、低出産対策部分を訳出し平成18年度報告書に掲載した。

マクロデータ分析では、韓国・台湾を中心に、必要に応じて比較対象としての日本と欧米先進国を含め、出生率を始めとする人口指標、労働環境を中心とする社会経済的指標、地方自治体別の保育サービスの実態や出産祝賀金等を含む政策指標のマクロデータを収集した。これらを用い、出生率変動の規定要因と政策指標の効果に関する要因分析を行った。

マイクロデータ分析では、日本・韓国・台湾

における出産力や労働力に関するマイクロデータを用い、働き方を中心とする社会経済的要因の効果と、導入済みの出生促進策の効果を計量分析した。働き方に関する要因の出生率への影響を抽出することで、出生促進策の有効性に関する知見を導出した。

C. 研究結果

C-1. 東アジアの出生促進策の比較研究

日本・韓国・台湾・シンガポールの出生促進策の導入経緯と内容を比較した。日本は1990年の1.57ショックを契機に出生促進に転じ、エンゼルプラン（2005～09年）以後一連の施策を実施して来た。また1971年に発足した児童手当制度を徐々に拡張し、出産一時金を引き上げる等、子育てへの経済的支援を拡大している。出産休暇は東アジアでは長い方だが、休暇中の給与に関する規定がなく、健康保険から2/3を保障するにとどまっている。育児休業中の給付は50%と手厚いが、期間は韓国・台湾より短い。日本政府は「待機児童ゼロ作戦」を推進する等、保育サービスの充実にも熱心である。また2007年のワーク・ライフ・バランス憲章の採択に見られるように、企業・労働者を巻き込んで仕事と生活の調和達成に努力している。家族価値観に関しては保守的な傾向が見られるが、政府が望ましい行動様式を定めるという形は避けていた。

韓国は2002年に合計出生率が1.17という世界最低水準に至って、初めて出生促進策への転換に踏み切った。日本に比べ対応が遅かったのは、高出生率と人口爆発の悪夢に悩まされた時期が長く、発想の転換に時間がかかったためと思われる。盧武鉉政府は各種団体との意見調整過程を経て、2006年に第1次低出産・高齢社会基本計画としての「セロマジプラン2010」を採択した。韓国では私教育費支出の高騰が出生力低下の主要因と考えられているため、各種放課後プログラムの連携・統合、サイバーファミリーラーニングサービスの充実といった私教育費軽減策が含まれるのが特徴である。また税制改革、国民年金クレジット制、多子世帯への住宅分譲優先制度等で経済的インセンティヴを与えている。しかし一方で、出産一時金に対する法的規定がなく、

児童手当も検討中で、経済的支援はまだ手厚いとは言えない。政府は公立保育所の設置やサービスの多様化、職場内保育施設の設置にも努力しており、ある程度の改善が見られる。出産休暇は日本と同程度の長さで、有給である。育児休業は最近の法改正により、日本より柔軟な制度になった。家族価値に関しては、保守主義的傾向が明瞭に見られる。

台湾における出生促進策への転換は韓国よりも遅れ、2008年に入ってようやく出生促進策を含む新しい人口政策白書が公表された。そこには韓国と同様、高い人口密度と人口過剰感が影響したと考えられる。現状では子育てへの経済的支援は薄く、出産一時金の引き上げ、児童手当の導入、住宅ローンの優先貸付等が検討されている。人口政策白書は、保育サービスの供給よりも保育労働者の待遇に关心が高いようである。台湾では依然として出生性比が異常に高い状態にあり、胎児の性鑑別と選択的中絶への監視強化が提案されている。出産休暇は56日と短いが有給である。育児休業は2年間取得できるが現状では無給で、育児休業手当の給付が検討されている。家族価値に関してはフェミニズム的価値観が色濃く反映され、低出産問題の解決のためには伝統的性分業からの解放と両性分担モデルの修得が必要と主張している。

シンガポールでの出生促進策導入は東アジアでは最も早く、出生率が置換水準に到達した1983年に直ちに転換が図られた。初期の出生促進策には学歴差別が含まれ、高学歴女子の扶養控除額を引き上げる一方、低学歴層には依然として不妊手術補助金を支給していた。この時期から、シンガポール政府は大卒男女のための紹介・見合いサービスを実施して来た。出産一時金に相当するベビーボーナスは2001年から支給され、その後制度拡充が続いている。また2008年には、扶養控除・障害児控除・就業母控除といった減税措置が拡大された。シンガポールでは外国人メイドの利用が多く、保育所の利用率は相対的に低いが、2008年以降は徐々に公的保育サービスを拡充する計画である。出産休暇は2008年に16週に延長され、有給である。このため東アジアでは最も手厚い出産休暇となっているが、代わりに有給の育児休暇は年に6日までである。

C-2. 韓国のマイクロデータ分析による出生力低下の分析

韓国保健社会研究院の『2000年全国出産力及び家族保健実態調査』『2003年全国出産力及び家族保健・福祉実態調査』『2005年全国結婚及び出産動向調査』のマイクロデータを用い、夫妻の働き方が出生力に与える影響を分析した。被説明変数はパリティ0から1への移行（第1子出生）と、パリティ1から2への移行（第2子出生）とし、ロジスティック回帰分析を行った。

妻の勤務時間の係数の符号はいずれも負で、2000年調査の第1子出生、2003年調査の第1,2子出生、2005年調査の第2子出生で有意だった。やはり日本と同様韓国でも仕事と家庭の両立可能性が低く、妻の就業時間は強い出生抑制効果を持つことが確認された。妻の所得に関しては、2000年調査と2005年調査の第1子出生に対して抑制効果が有意だった。収入が高い妻は責任が大きく柔軟性が低い職種に就いており、就業時間以外の経路による出生抑制効果があると見られる。また2003年調査の第2子出生に対しては弱い曲線的効果が認められたが、こちらは解釈が難しい。一方、夫の就業時間と所得に関しては、有意な影響が見られなかった。

夫の所得効果が確認できなかったことから、教育・保育費支援や住宅支援や児童手当の導入といった施策の効果は、疑問視せざるを得ない。一方で妻の働き方と出生確率の関連は、予想通りの方向で明瞭に見られた。つまり妻の就業時間が長いか、所得が高い場合、有意な出生抑制効果が見られた。これは韓国で仕事と家庭の両立性が低いことを表し、伝統的性役割観や夫の長時間労働、柔軟で多様な働き方の可能性の欠如や安価で信頼に足る保育サービスの不足によると考えられる。このような結果からは、保育サービス・出産休暇・育児休業・短時間労働・母親の就業支援といった両立支援策やワーク・ライフ・バランス・キャンペーンの方が有効である可能性が高いという結論になる。

C-3. 台湾の少子化のマクロ分析

国内及び台湾における文献・データ収集、台湾の「人口政策白書」の入手、専門家からのヒ

アリング、台湾における現地調査を行った。これらの文献資料を用い、記述統計を用いて、経済発展、労働市場、女子労働、高学歴化、初婚年齢、出生との関係を記述統計によって、それらの関係を調べ、台湾の少子化をもたらした要因を分析した。その概要は、以下の通りである。

①「台湾の経済発展、労働市場、特に女子労働ととりまく環境の変化、高学歴化の現状を把握」

台湾の経済発展と産業構造の変化に伴い、専門職、技術者・助手、事務職、サービス・販売に従事する女子が急増した。それに伴い男子に対する女子の相対所得が上昇し、女子の高学歴化が進んだ。

②「台湾の人口に関する統計資料を用い、台湾の少子化の現状を詳細に紹介した」

台湾では自然増加率と出生率の低下が特徴しており、高齢化と人口減少が深刻な人口問題として意識されるようになった。

③「台湾の少子化の決定要因を調べるために、台湾の人口に関する先行研究を紹介し、台湾の出生率の変動に関する様々な変数の関係をマクロ的に分析する準備とし、台湾の少子化に関する様々な変数の記述統計から、経済発展、女性を中心とする様々な労働市場の環境、高学歴化、育児コストと出生率との関係を明らかにした。」

女性の高学歴化は晩婚化をもたらし、高学歴女性の結婚出生率の低さも相まって、強い出生抑制効果を持った。ただし出生率はすべての学年で低下しており、単なる校正効果でないことが分かる。韓国の私教育費に対し、台湾では保育施設の費用の高さが強く意識されている。

④「中華民国97年（2008年）5月に発表された「人口政策白書」の少子化に関する部分を翻訳し、台湾における少子化の問題分析、少子化対策を紹介した。」

2008年3月に発表された人口政策白書は、少子化、高齢化、移民の3部から構成されており、少子化については、問題点の分析に加えて少子化社会への対策とその対策の期間と分担が期されている。少子化対策の総目標は、「我が国が直面した少子化現象と趨勢およびそれによる未来社会経済発展への影響を緩和する」である。

その総目標を達成するために、以下の7つの政策目標を示している。1) 健全な家庭児童支援制度、2) 育児家庭への経済支援措置の提供、3) 優しい家庭的職場環境、4) 家庭的な優しい職場環境を作る、5) 健全な出産保険制度、6) 健全な児童保護制度、7) 結婚の機会の改善と児童の公共価値観の提倡。それぞれの政策も目標に対して、いくつかの基本理念を示している。その上で、2008年から2010年にかけての具体的措置、さらに2010年から2015年にかけての具体的措置を示している。さらに、それぞれの具体的措置の実行部門である主管部門を特定している。

人口政策白書は、民進党政権の下で作成されたものである。昨年春には政権は国民党政権へと変わった。そのような状況の中、人口政策白書が示した少子化対策については、現在の国民党政権のもと、再度精査し、適切な対策は実施するが、そうでない場合には見直すことである。2008年12月末時点では、人口政策白書が示した少子化対策に関しては精査している段階である。

C-4. 東アジアにおける女性の就業と出生

JGSS-2000/2001/2002/2005/2006（日本版総合的社会調査）、「台湾社会変遷基本調査」第四期第二次（TSCS-2001）、2000年・2003年・2006年「婦女婚育與就業調査」（WMFES-2000/2003/2006）の各調査のマイクロデータを用い、既婚女子の退職形態が出生行動（既往出生児数、男児所有）と出生意識（理想子ども数、子どもの必要性意識、男児選好）に及ぼす影響を分析した。さらにEASS-2006（2006年東アジア社会調査）調査のマイクロデータを用いて日本、韓国、台湾における男女の就業と家族形成意識・行動の予備的比較分析も行った。

日本・台湾とも、就業している場合や結婚・出産退職をした場合と比べて他の理由で退職した場合に既往出生児数と男児所有割合が最低になる傾向がある。また、子どもの必要性意識と男児選好についても同様な傾向がある。しかし、理想子ども数については日本では結婚・出産退職した場合に最小になる傾向があるものの、台湾では逆の傾向がある。

EASS-2006の分析結果からは、就業関連属性が出生意識・出生行動に対して比較的大きな影響を及ぼしていることが明らかになった。ただし、この調査で利用可能な就業関連属性が調査時点のものであるため、特に女性の場合は逆の因果関係を示している場合がありそうなことも窺われた。しかし、日本では特に結婚、第1子出生、第2子出生までは就業関連属性の影響が他の2カ国よりも大きいことが示され、日本の少子化対策が男女の働き方に焦点を合わせているのは間違いないことが示された。

D. 考察

北西欧および英語圏先進国は特異な家族パターンを持ち、弱い親子間紐帯、母親以外による育児、子の経済的独立の早さ、同棲と婚外出生の普及といった特徴が、出生率が極端に低い水準まで低下するのを防いだと考えられる。しかしこうした家族パターンを持たない南欧、東欧、東アジア等で高学歴化、若年労働市場の悪化、女子の労働力参加といった社会経済的変動が進むと、北西欧よりも低い水準まで出生率が低下した。韓国や台湾はある側面では日本より色濃く伝統的家族パターンを維持している反面、高学歴化や若年労働市場の悪化、経済の世界化と雇用の両極化といった変動は日本より急激に進んだ。そうした家族変動の遅さと社会経済的変動の急激さの対照が、世界的に類例を見ないほどの低出生率をもたらしたと考えられる。

こうした低出生率にもかかわらず、韓国・台湾では出生促進策への転換は遅れた。これは両国とも1980年代まで高出生率が続き、結果的に世界的にも人口密度が高く、人口の過剰感が強いことが原因と思われる。逆にシンガポールは、高級人材の再生産への強い関心から、アジアで最も早く出生抑制から出生促進に転じた。1987年の「ゆとりがあれば3人以上を」を標語とする出生促進策に始まり、2000年・2004年の拡張に続いて、2008年にも新たな結婚・出産奨励策を打ち出している。

E. 結論

後期産業社会の長期的趨勢に逆らうような政策は、最終的に失敗するだろう。シンガポール

の結婚奨励策や学歴差別的な出生促進策は、その典型例である。独身や同棲カップルを含む家族の多様化に強く反対するのであれば、日本・韓国の保守主義的側面も、失敗の要因になり得る。台湾のフェミニズム的政策は、ジェンダー間平等の拡大という長期的趨勢には合致する。しかし望ましい行動様式を決定するのは政府の役割ではないという先進国における合意には合致せず、東アジア的・儒教的側面を持っていると言える。

韓国・台湾に見られるように、最初の出生促進策はより広汎な人口政策パッケージの中に位置づけられる。その後は日本やシンガポールのように出生促進策が単独で論じられる傾向が強まるが、常に低出産対策と他の政策との有機的な組合せを模索することによって、政策効果を高めることを考えるべきだろう。

F. 健康管理情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

鈴木透「Korea's Strong Familism and Lowest-Low Fertility」International Journal of Sociology, No. 17, November 2008, pp. 30-41.

鈴木透「Lowest-Low Fertility and Its Demographic Impact in Japan」paper presented at the International Symposium on Aging in Spain and Japan, organized by the Spain-Japan Culture Center, University of Salamanca, between 13 and 17 October, 2008.

鈴木透「Fertility Decline and Governmental Interventions in Eastern Asian Advanced Countries」The Journal of Japanese Population, Vol. 7, No. 1(予定)

鈴木透「東アジアの少子化」国立社会保障・人口問題研究所編『日本の人口減少社会を読み解く』中央法規, 2008.7.1, pp. 66-68.

小島宏「日本と台湾における既婚女性の就業中断と出生——JGSS と TSCS の比較分析——」大阪商業大学比較地域研究所編『日本版 General Social Surveys 研究論文集[7]JGSS で見た日本人の意識と行動』大阪商業大学比較地域研究所 pp.45-55, 2008 年 3 月。

2. 学会発表

鈴木透「韓国・台湾の低出生力」第 60 回日本人口学会大会, 日本女子大学, 2008 年 6 月 7 日。

鈴木透「東アジア低出生力国の人口政策」第 81 回社会学会大会, 東北大学, 2008 年 11 月 23 日。

Kojima, Hiroshi (2008) 'Family Formation of Foreign Brides' in Japan and Taiwan: A Comparative Analysis of Two Types of Censuses," SARs 2008 Conference, "Census Microdata: Findings and Future," University of Manchester, 1-3 September 2008 (2008.9.2).

Kojima, Hiroshi (2008) "Globalization of "Labor" in Japan and Taiwan: A Comparative Analysis of Family Formation in Internationally Married Couples," First ISA Forum of Sociology, Barcelona, Spain, September 5-8, 2008 (2008.9.6).

Kojima, Hiroshi (2008) "A Comparative Analysis of Attitudes toward Children in East Asia," CFR Conference, "Family Diversity and Gender," ISCSP, Lisbon, Portugal, September 9-13, 2008 (2008.9.10).

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 取得特許

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

東アジア低出生力国の出生促進策

鈴木透

(国立社会保障・人口問題研究所)

東アジア低出生力国の出生促進策

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

はじめに

東アジアでは1950年代後半に置換水準に到達した日本を先頭に、1980年代までに人口転換を達成した国が相次いだ。これらの国では転換後の出生率は一定期間安定したものの、数年から十数年のうちに再び低下を開始した。このうち置換水準を大きく下回るに至った日本・韓国・台湾・シンガポールは、それまでの出生抑制策あるいは人口維持政策を捨て、出生促進策の採用を余儀なくされた。本稿ではこれら四ヶ国の出生促進策への転換と、その内容に関する比較分析を行う。

1. 出生促進策への転換

表1. 東アジアの出生促進策年表

年次	日本	韓国	台湾	シンガポール
1984				尚子産女子の出生促進開 始
1987				Have three, or more if you can afford it 政策
1990	少子化対策のための関係省 庁連絡会議設置			
1994	エンゼルプラン(1995~99)			
1997	児童福祉法改正			
1999	新エンゼルノフノ(2000~ 01)			
2001	待機児童ゼロ作戦閣議決定			ベビーボーナス導入
2003	次世代育成支援対策推進法			
2004	子ども・子育て応援プラン (2005~09)	低出産・高齢社会対応国家 実践戦略		新出生促進策
2005		低出産及び高齢社会基本法		
2006	新しい少子化対策 丁ごとご家族を心ねりタロ	セロマジプラン2010	人口政策ガイドライン更新	
2007	*		人口政策白書	新結婚・出生政策
2008				

日本

日本では1966年のヒノエウマの年に1.58という特異な合計出生率を記録した。これは前年である1965年の2.14から急激に低下しながら、翌年の1967年には2.23まで回復するという、きわめて特殊な一過性の変化だった。したがって以後日本の合計出生率が、このヒノエウマ年のハズレ値を下回ることはないと信じられていた。ところが1970年代後半以後の出生率低下により、1989年には1.57というヒノエウマを下回る出生率が実現した。このことが明らかになった1990年には「1.57ショック」という語が流行し、内閣内政審議室に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が置かれ、様々な対策が議論された。1991年には育児休業法が成立し(1992年4月施行)、それまで第2子以降が対象だった児童手当が第1子にも支給されることになった(1992年11月施行)。

1994年12月には少子化対策に関する5カ年計画である「エンゼルプラン」(1995~99年)が発表された。この初代エンゼルプランでは、(1)子育てと仕事の両立支援の推進、(2)家庭における子育て支援、(3)子育てのための住宅及び生活環境の整備、(4)ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、(5)子育て費用の軽減が基本方向とされた。1997年には児童福祉法が改定され、保護者の保育所選択を可能にし、より充実した保育サービスの供給が目指された。

エンゼルプラン施行期間中にも出生率が回復する兆しはなく、1999年12月には「新エンゼルプラン」(2000~04年)が発表された。これは(1)保育サービス等子育て支援サービスの充実、(2)仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、(3)働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、(4)母子保健医療体制の整備、(5)地域で子どもを育てる教育環境の整備、(6)子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、(7)教育に伴う経済的負担の軽減、(8)住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の各章から成っていた。2000年には児童手当が3歳までから小学校就学前までに延長された。2001年1月からは育児休暇制度が見直され、給与の40%が雇用保険から支給されるようになった。また小泉内閣は保育サービスの充実を重視し、2001年7月に「待機児童ゼロ作戦」を開議決定した。2002年9月に厚生労働省は「少子化対策プラスワン」を発表し、企業と地方自治体が出生促進のための行動計画を作成することを提言した。この提言は2003年7月の次世代育成支援対策推進法に結実し、地方自治体と従業員300人以上の企業は子育て環境改善のための行動計画の提出を求められた。少子化担当特命大臣は2003年の第1次小泉再改造内閣から置かれ、小野清子氏(2003年9月~2004年9月)、南野知恵子氏(2004年9月~2005年10月)、猪口邦子氏(2005年10月~2006年9月)らが歴任した。2004年4月からは、児童手当の支給時期が小学校3年生修了時まで延長された。

2004年12月には第3次エンゼルプランに該当する「子ども・子育て応援プラン」(2005~09年)が発表された。ここでは(1)若者の自立とたくましい子どもの成長、(2)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、(3)生命の大切さや家庭の役割の理解、(4)子育ての新たな支え合いと連帯の四つが重点目標とされた。2006年度からは児童手当の支給時期が小学校6年生修了時まで延長された。2006年6月には猪口邦子・少子化担当大臣のもとで新しい少子化対策がまとめられ、児童手当の乳幼児加算や出産一時金の支払い手続き改善等が含まれた。2007年4月から児童手当の乳幼児加算が実施され、第1・2子は3歳の誕生日まで5000円増額され、月1万円支給されることになった。2007年の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議ではワーク・ライフ・バランスが論点となり、政府・企業・労働者が協同して家族親和的企业風土の確立に努力すべきとされた。

韓国

韓国では1984年以降、合計出生率が置換水準を大きく割り込み、日本より低い値を記録した。しかし1986年になっても韓国政府は、自国の出生率が高すぎると考えて出生抑制策をとり続けた。それ以前の高出生率が念頭にあり、簡単には発想を転換できなかったためと思われる(小島、2005, pp. 3-4)。1988年に経済企画院は、人口政策の目標を人口資質と生活の質の向上に転換するよう提言した。1994年のカイロ国際人口開発会議の結果を受け、人口政策審議委員会が発足し新たな人口政策が検討された。こうして韓国政府は1996年の新人口政策をもってようやく出生抑制策を廃止し、出生率の現状維持に方針を転換した。新人口政策では、有病率・死亡率の低下、家族保健・福祉の増進、出生性比不均衡の是正、女性の就業・福祉の増進、老人保健・福祉の増進、地域分布の適正化等が目標とされた(최은영・外、2005, pp. 72-73; 山地、2002, p. 64)。

政策目標が現水準維持に変わった1996年以降も、韓国の出生率は低下を続け、一部では出生促進策の必要性が叫ばれたが、政府はこれに応じなかった。金大中政権は、1997年に起きた経済危機への対応で手一杯で、人口問題まで手が回らなかつたものと思われる。また国民の心に深く刻み込まれた人口爆発への恐怖感も、出生促進策への転換を遅らせる作用があった。このため、日本が1989年の合計出生率1.59を契機に出生促進策に踏み出したのに対し、韓国は2002年の1.17をもってようやく出生促進策の必要性が合意された。韓国ではこのような政策対応の遅れが日韓の出生力差の一因とする見解が見られるが(최은영・外、2005, p. 75)、日本の出生促進策の効果を過大評価しているように思える。差の大

部分は私教育費の高騰や、韓国に固有の不安要素や、伝統的家族パターンの残存に帰し得るだろう。

2004年1月に青瓦台人口高齢社会対策タスクフォースチームは、「低出産・高齢社会対応国家実践戦略」を発表した。これは労働部・保健福祉部・女性部・財政経済部の各部署からの提言をまとめたもので、出生促進策としては特に出産休暇と育児休暇の活性化が重視された。同年に高齢化および未来社会委員会が発足し、6月に「未来人材養成および女性の経済活動参与拡大のための育児支援政策」を発表した。これは保育サービスに対する政府支援を拡大し、また小学校の放課後教室や特技・適正教育を充実させ、私教育費負担の軽減をも狙うものだった。

2005年5月、「低出産及び高齢社会基本法」が制定され、日本のエンゼルプランとゴールドプランを合わせたような低出産・高齢社会対策5ヶ年計画を樹立することとした。9月に同法が施行に入り、大統領を委員長とする低出産・高齢社会委員会が発足した。翌10月、保健福祉部内に低出産高齢社会政策本部が設置され、労働部、産業資源部、企画予算処等の12個部處の公務員と民間専門家等が集まり、基本計画を練り上げた。

「参与政府」を標榜する盧武鉉政府は、経済団体、労働団体、市民団体、女性団体等が参加する「低出産高齢化対策連席会議」の場で政策討論を重ね、広汎な社会的合意を目指した。このような過程で、2006年1月にまず低出産対策が「希望韓国21」として発表された。6月初旬には一部修正された低出産対策が、新たに策定された高齢者対策と合わせて「第一次低出産・高齢社会基本計画=セロマジプラン2010」として発表された。「セロマジ」の「セロ」は最初・新規を意味し、「マジ」は最後・終了の意味で、合わせて低出産対策+高齢化対策を意味する造語である。6月20日、連席会議で検討が続けられた「低出産・高齢化問題解決のための社会協約文」が正式に締結された。政府とウリ党は7月14日の党政調会議で、セロマジプランを最終確定した。

Lee Sam-Sik(2009)は、セロマジプラン2010の出生促進効果の分析を行っている。教育費支援対象児童数、放課後教育在籍率、職場内保育施設数、延長保育受給児童数、養護学校の全日制割合、母性保護サービス受給率といった指標を見ると、2006年に大きな改善が見られた。2007年全国調査のマイクロデータ分析でも、政策は有意な出生促進効果を見せた。第2子出生に促進に有効だったのは、母子保健栄養支援、両立支援、育児・幼児教育への経済的支援の順だった。第3子出生促進に有効だったのは、育児・幼児教育への経済的支援、両立支援、母子保健栄養支援の順だった。

Lee Sam-Sik(2009)によると、韓国の2006年以後の出生力回復は、人口学的・経済的・政策的要因の複合作用によるものである。しかし今後の再生産年齢女子の減少、米国発の世界不況、政策効果の過減によって、韓国の出生率は再低下するだろうと悲観的な展望を示す。今後の政策課題としては、育児・教育・保健支援の低所得層から全階層への拡大、医療保険の拡充による家計の医療負担の軽減、育児休暇制度の拡充、普遍的な児童手当と教育手当の導入、家庭内性平等の実現、結婚促進策の導入、効果的に総合的な政策デザイン、予算の拡大をあげている。

台湾

Lee Meilin(2009)によると、台湾では1984年に出生率が置換水準まで落ち、人口学者が高齢化を警告し始めた。それまでの家族計画一辺倒の人口政策からの脱却が議論され、1988年に台湾政府は新しい人口政策のための研究用益を開始した。その結果、1992年の新人口政策ガイドラインでは人口増加抑制の目標が放棄され、適切な人口増加率の維持が課題とされた。しかし長年染みついた人口抑制志向は簡単になくならず、出生促進策への転換はなかった。適切な人口増加率の実現のためには、結婚の促進が考えられた。1997年までは合計出生率が1.7を上回っていたため、結婚率が回復すれば置換水準の出生率への回復も難しくないと考えられていた。しかし1998年に合計出生率は1.47に急落し、置換水準以下の出生率が持続することによる急速な人口高齢化が現実味を帯び始めた。このため社会保障改革等への関心が高まって行ったが、出生促進策への転換にまでは至らなかった。

行政院主計處によると2006年末の台湾の人口密度は632人/km²で、韓国の484人/km²や日本の339人/km²より高い。また1980年に至っても1.86%の高い自然増加率を維持し、やはり日本(0.73%)・韓国(1.54%)より高かった。それだけに台湾の人口過剰感は強く、さらに慣性による人口増加が持続するた

め、人口減少の恐怖はいまだに一般大衆への説得力を持ち得ずっている。特にフェミニストと環境論者は、出生促進策への転換に強く反対した。彼らの論点は、(1)労働生産性向上と退職延期によって高齢化の負の効果は避けられる、(2)高密度と環境破壊を避けるには人口減少は望ましい、(3)出生促進策は女性の道具化で性差別である、というものだった。最後の論点はもちろんフェミニストによって主張されたものだが、政府が社会的に望ましい出生力水準を定めそれを強制することに反対するという点では、出生抑制策に対して行われた議論とよく似ていた。

2000 年代に入ると、台湾の出生率は世界最低水準まで落ち込み、政府から見て出生促進策の必要性はもはや自明となった。内政部は新しい人口政策の樹立に向け、フェミニストを含む各団体との調整に入った。女性界では財團法人婦女權益促進發展基金會(FWRPD; Foundation for Women Right Promotion and Development)が中心となり、数値目標設定への反対と生産性第一主義の否定を決議した。

2006 年に人口政策ガイドラインが更新され、フェミニストや環境論者の主張が大幅に含まれた。このため人口増加率への直接的な言及よりも、教育システムの改善を通じた人口資質の重視、環境破壊への注意深い監視、生命を尊重する人口・保健教育の必要性、子育て支援と子どもの権利の保護といった文言が目立った。

この 2006 年ガイドラインに沿った新しい人口政策白書を発行するため、内政部は各団体との調整を続けた。人口政策白書は、(1)少子化、(2)高齢化、(3)移民の 3 部から成るものとされた。少子化は李美玲（亜州大）、高齢化部分は呂寶靜（政治大）、移民部分は蔡明璋（台北大）を主として研究用益が進められた。最初のうちは出生順位が高い子ほど多額の児童手当を受けるという提案に対し、地域間抗争が懸念された。後には總統選とからめて対中政策が政治問題化し、これと関連する移民政策をめぐって調整が難航した。最終的に合意が得られたのは 2008 年に入ってからで、3 月に人口政策白書の確定版が発表された。

シンガポール

シンガポールでは 1970 年代半ばに出生率が置換水準に到達し、1980 年の合計出生率は 1.8 前後、1983 年には 1.6 前後と低下が続いた。このため、1960 年代以来行われてきた家族計画プログラムを見直す機運が生じた。シンガポールは人民行動党による事実上の一党独裁制で、典型的な開発独裁型国家とされる。政府は人口政策を開発戦略の一部とみなし、出生抑制であれ促進であれ介入をためらわなかった (Yap, 2003)。他国に比べ政治的合意形成に時間を必要としなかったことが、1984 年という東アジアでは最も速い時点で出生促進策に転換した理由と考えられる。

リー・クワンユー首相は 1983 年に国会で「高学歴女子はもっと子どもを生むべきである」と述べ、これが翌年の政策転換につながった。このように初期の出生促進策には学歴差別が含まれ、高学歴女子の扶養控除額を引き上げる一方、低学歴層には不妊手術補助金を支給した。さらに母親が大卒以上の子に小学校入学の優先権を与える施策もとられたが、不評のため一年で廃止された。またシンガポール政府は結婚支援事業に熱心で、未婚男女公務員のお見合い事業がこのときスタートした。

1987 年 3 月には、「ゆとりがあれば 3 人以上を(Have three or more, if you can afford it)」を標語に出生促進策が拡大された。扶養控除額が引き上げられ、第 2 子までだった小学校入学優先が第 3 子までに緩和された。母就業の第 3 子までの未就学児童に月 S\$100 の児童手当が支給されるようになり、これは 1995 年 4 月から第 4 子まで・月 S\$150 に増額された。公務員に 4 年まで無給育児休暇が与えられることになり、就業する母親に年間 15 日までの子供介護有給休暇が付与された。また 6 歳未満の子を持つ女子公務員に、3 年までパート労働が許可された。強制的医療用貯蓄である Medisave が、第 3 子までの出産時に利用できるようになった。

ゴー・チョクトン首相は 2000 年 8 月の国会で低出生率の影響を憂慮する発言を行った。これが 2001 年 4 月からのベビーボーナス支給につながり、第 2 子に年間 S\$500、第 3 子に S\$1,000 を 6 年間支給することになった。同時にそれまで第 2 子までにしかなかった 8 週間の出産休暇を第 3 子以降にも拡大し、企業に助成金を支給することとした。

2004 年の新人口政策では、ベビーボーナスが第 1 子 S\$3,000、第 2 子 S\$9,000、第 3~4 子 S\$18,000

と拡張され、代わりに支給期間は2年に短縮された。出産休暇は12週間に拡大され、第2子までの4週間分と第3・4子の12週分を政府負担することとした。子どもが7歳まで、年2日間の有給育児休暇が認められた。3子以上世帯には、公営住宅の優先権が与えられた。祖父母が孫を世話する世帯に特別控除が与えられる一方、母親の学歴による控除の差別は2004年になってようやく廃止された(Straughan, 2006)。

2. 政策の内容

結婚支援

シンガポールは1984年の出生促進策導入時から、一貫して社会開発局(SDU; Social Development Unit)が紹介・見合いサービスを実施して来た。このサービスは大卒者限定で、「高学歴女子に子どもを生ませる」というシンガポール政府の伝統的な方針に沿ったものである。東アジアを含むどの先進国にも、このような公的機関による紹介・見合いサービスはないと思われる。

台湾の人口政策白書には、「婚姻機会の改善と児童公共財価値観の提唱」という節がある。そこに含まれる結婚促進策としては、後述のフェミニズム的価値観の確立以外に、「大学院課程の卒業年次を短縮する」、「研究所等の生活環境を改善して勉学と結婚出産の両立を図る」といった施策が含まれる。

教育費対策

韓国人の私教育費（塾や家庭教師への支出）は世界一で、こうした教育費の高騰が低出生率の主要原因と考えられている。このためセロマジプランでは特に「私教育費負担の軽減のための支援」という節がたてられ、各種放課後プログラムの連携・統合、サイバーファミリーラーニングサービスの充実といった対策が論じられている。放課後プログラムは各学校が自校の生徒のために運営しているが、生徒がどの学校のプログラムに参加するか自由に選べるようにして競争原理を導入し、学習塾や家庭教師の代替を目指すことが提唱されている。このうち低学年の生徒を預かる初等保育プログラムは、2006年現在20.4%の学校が実施しているが、これを2010年までにすべての小学校に拡大するとしている。こうした放課後プログラムは、青少年委員会・文化観光部・女性家族部等がばらばらに管轄しているが、これらの連携を模索し、長期的には一本化をはかるべきであるとされる。インターネットを通じたサイバーファミリーラーニングサービスは2005年から全国で実施されているが、これをさらに充実させ私教育費を軽減すること狙っている。

このような私教育費の軽減を狙った施策は、韓国独特のもので他国には見られない。日本の子ども・子育て応援プランは、第一に「若者の自立とたくましい子どもの育ち」を目標に掲げ、ニートとフリータの問題を考慮している。そこには「奨学金事業の充実」という項目が含まれるが、あくまで若者の自立支援のために教育機会を保障するという意図であって、親による教育費負担を緩和するという意味合いではない。放課後児童クラブの充実は保育サービスの一環として、ITを活用した家庭教育は家庭でのしつけや子育ての支援策として論じられており、教育費の問題とは無関係である。台湾やシンガポールでも、出生促進策において教育費は独立した問題とはされていないようである。

出産一時金

日本では2009年1月から出産一時金が38万円に増額され、2009年10月からは42万円に引き上げられる予定である。シンガポールも2008年8月からベビーボーナスが増額され、第1~2子は従来のS\$3,000からS\$4,000に、第3~4子はS\$6,000からS\$6,000に引き上げられた。台湾では出産休暇取得者に1ヶ月分の給与が出産給付金として支給されるが、これを3ヶ月分に増額することが検討されている。韓国では国が定める出産祝賀金ではなく、地方自治体によるもののみで、ソウル特別市内でも0から100万ウォンまで様々である。

児童手当

普遍的に近い児童手当を国が支給しているのは、東アジアでは日本だけである。2006年の改正では、支給年齢が従来の小学3年生までから小学校卒業までに引き上げられた。また所得制限も、自営業者等は596.3万円から780.0万円に、サラリーマン等は780.0万円から860.0万円に引き上げられた。これによって支給児童数は2005年度の960.4万人から2006年度には1307.3万人へと急増した(田中, 2008)。

韓国では、2006年6月の社会協約で「政府は児童をいる家庭の養育費負担軽減のための児童手当制度の導入時期、方案、財源等を検討する」という合意が得られたのみで、結局導入は見送られた。試算によると2007年から就学前の全児童に毎月10万ウォンずつ支給する場合、2010年までの4年間で5.5兆ウォンかかるとされる(イーディリー, 2006年6月7日)。2006~10年の低出産対策予算が約18.9兆ウォンだから、児童手当を導入すると一気に30%近く増加することになる。児童手当が母親の社会進出を抑止する副作用を持つ懸念(趙閏英, 2007)も、導入を遅らせる要因となっている。

台湾の人口政策白書は、2008~09年に児童手当の実施可能性の検討作業を行い、2010~15年には併行して「発放児童手当実施条例」を検討している。白書は「台湾における育児負担への公共支出の割合は日本と比べても低く、子どもは公共財であり未来への投資であるという理念に反する」としているが、すみやかに財源を確保できるかは不明である。

その他の経済的支援

日本の扶養控除は、16歳未満の子ども1人につき所得税38万円・住民税33万円、16~22歳の子ども1人につき所得税63万円・住民税45万円、23歳以上の子ども1人につき所得税38万円・住民税33万円である。子ども・子育て応援プランには「個人所得課税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、児童などに対して扶養控除を集中することを含め幅広く検討する」とあるが、消費税の引き上げを含めて税制に関する議論は敏感な政治問題となっており、進展が滞っている感は否めない。

セロマジプラン2010報告書によると、韓国では2004年に出産・養育関連所得控除を拡大したが、出産を奨励し養育費用を支援するには不十分な水準とされる。そこで多子世帯を優遇する税制改革が続けられており、2008年の税制改編案でも4人世帯の所得税額が独身者より75~120万ウォン少なくなる方向で控除体系が改正された(聯合ニュース 2008年9月4日)。また国民年金クレジット制が導入されており、出産後1年から1年半の保険料が免除される。さらに多子世帯に集合住宅を優先的に分譲する施策も実施されている。

台湾の人口政策白書には、税控除を通じた子育て支援策は見られない。「育児家庭への経済支援」で論じられているのは、児童手当の検討以外では、3子以上の世帯に住宅ローンを貸し付けるというものだけである。

シンガポールの2008年結婚・出産政策によると、2009年から扶養控除・障害児控除・就業母控除が各々引き上げられる。また2008年1月1日以後の出生に対し出産時税還付を請求でき、第1子はS\$5,000、第5子以降はS\$20,000が還付される。さらに12歳未満のシンガポール国籍の子か孫がいる場合、外国人メイド雇用税の減免を申請できる。

保育サービス

日本は1997年の児童福祉法改正以来保育サービスの充実に努め、2001年には「待機児童ゼロ作戦」を開議決定した。子ども・子育て応援プランには全体での受け入れ児童数の拡大に加え、延長保育・休日保育・夜間保育・病後児保育といった多様な保育サービスの拡大に関する数値目標が含まれている。保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」制度は2006年度から運用されているが、2008年4月現在で229ヶ所が認定されたにとどまり、目標の2000ヶ所には遠く及ばずにいる(毎日新聞 2008年5月16日)。2008年の児童福祉法改正では、自宅で3歳未満の乳幼児を預かる「保育ママ制度」が法制化され、2009年4月から施行される。

韓国のセロマジプランでは、利用児童ベースで国公立保育所が占める比重を、2006年の11.3%から中長期的に30%に引き上げることを目標としている。民間保育施設への支援としては、2歳以下の「嬰児

組」への支援を増額し、特に0歳児保育への支援を厚くするとしている。サービスの多様性に関しては、夜間保育と終日制幼稚園の増強に関する数値目標がある。また保育施設評価認証制度を発足させ、保育サービスの質を確保するとしている。韓国の「嬰幼児保育法」では、常勤の女性労働者が300人以上の事業所に職場内保育施設の設置を義務づけていたが、2006年からは男女合計で500人以上の事業所も設置義務の対象となった。しかし設置義務の履行率は低く、2006年6月末基準で設置義務がある事業所807ヶ所のうち、履行している事業所は361ヶ所(45%)に過ぎない(市民日報、2006年11月2日)。これは履行違反に対する罰則がないためという指摘もあるが、セロマジプランでは罰則導入を推奨するような記述はない。

台湾の託児所は、原則として2歳以上が対象である。公立の利用者は30%程度で、韓国が目標とする数値は既に達成しているが、日本(45%前後)よりは低い。人口政策白書は保育サービスの供給よりも保育労働者の待遇に关心が高いようで、「専門職員の労働条件を保障する」「資格審査を厳密にし資格外の者を雇用しないようにする」「職員の専門的地位を高める」といった記述が目立つ。それに比べサービス供給面に関しては、「在宅保育の管理と費用負担制度を確立する」「地域に合わせた多様な非営利形態の保育モデルを推進する」「就学前の教育指標を制定しデータベースを構築する」といった曖昧な記述に終始している。

シンガポールではもともと外国人メイドの利用が多く、保育所の利用率は相対的に低い。しかし2008年の新結婚・出産政策では、今後5年間に公立保育所を200ヶ所新設し、保育士の教育・養成プログラムを支援してサービスの質を確保し、非営利保育所への助成も行うとしている。おそらく良質なメイドが確保し難いことと、幼児教育を含む高度な保育サービスへの需要が拡大しているためと見られる。

生殖保健

日本の子ども・子育て応援プランに含まれる医療関連項目は、周産期医療に関するネットワーク整備や報酬体系の検討、不妊相談センターの整備と不妊治療の助成、成育医療の推進等である。試験管授精や顕微鏡授精といった高額な治療については、年間10万円を2年まで助成する制度が2004年度から実施され、2006年度から5年に延長された。2006年の「新しい少子化対策」には不妊治療助成のさらなる拡大が盛り込まれ、2007年度から年間限度額が20万円に引き上げられた。

韓国では出産直後の母親は、実家での静養ができない場合、「産後調理院」と呼ばれる産後ケア施設か産後介護士を利用することが多い。前者は医師か看護師が常駐する宿泊施設で、授乳やマッサージなどの教育プログラムも提供する。利用期間は2週間が一般的だが、高額なため低所得層には利用が難しい。それでも近年利用者が急増しているため、保健福祉部は2006年から人員や設置基準等の管理を厳しくしている(産経新聞、2008年9月28日)。低所得層に対しては、保健福祉部は三星生命と年間140人の産後介護士を派遣する契約を結んだ(京郷新聞、2006年6月12日)。

台湾の人口政策白書の「出産保健制度の健全化」の節には、「多元的な出産保健のサービスネットワークの構築」「不妊症の予防・治療の教育宣伝」といった項目が含まれる。しかし最も目立つのは、中絶と性比不均衡の是正に関する項目である。1990年代には韓国の出生性比は女児100に対し男児110以上の値を示し、108~110の範囲に止まっていた台湾を上回っていた。しかし韓国の出生性比は近年急速に正常化し、2007年には106.1と25年ぶりに正常値を回復した。ところが台湾の出生性比は2000年代に入てもいっこうに正常化する兆しを見せず、2007年にも109.7にとどまっている。そこで人口政策白書では、「人工生殖法」「優生保健法」の改正を通じて胎児の性鑑別と選択的中絶への監視強化を提案している。

シンガポールには強制的な医療積立金(Medisave)の制度があり、現在では第4子までの出産費用に積立金を使用できる。積立額が十分なら、第5子以降の出産費用に対しても申請できる。また2008年8月から人工授精への助成が拡大され、現在40歳未満で1子以下といった条件を満たせば、最大S\$3,000まで助成を受けることができる。

出産休暇

日本の産前休暇は出産予定日の6週、産後休暇は8週で、計14週（98日）となる。韓国・台湾・シンガポールの出産休暇が有給と明確に定められているのに対し、日本では休暇中の賃金に関する規定はない。健康保険制度に加入しており賃金の支払を受けられない労働者に対しては、健康保険から標準報酬日額の3分の2が支給される。

韓国の出産休暇は90日までで、有給休暇であるため休暇中の所得は100%支払われる。従来は休暇中の所得の1/3が雇用保険から支出され、残る2/3は雇用主の負担とされた。これが取得率を引き下げる要因と指摘されたため、2006年1月から中小企業に対しては90日分の給与全額を雇用保険から支給している。また2008年7月から、男性労働者も3日間の配偶者出産休暇を取れるようになった。

台湾の出産休暇は8週（56日）で、有給休暇である。また流産者には妊娠期間に応じ5日～4週間の有給休暇の付与が、配偶者には3日の有給休暇の付与が義務づけられている。

シンガポールでは2008年8月から、出産休暇が12週から16週に延長された。前半8週は雇用主が、後半8週は政府が賃金を支払う。ただし第3子以降については、全額政府が支払うとされる。

育児休業

日本の育児休業は子どもが1歳に達するまでは、保育所が利用できない、配偶者が養育が困難といった事情がある場合は1歳半まで延長できる。休暇中の給与の50%が育児休業手当金として、雇用保険から支給される。子ども・子育て応援プランでは、期間内に全企業が育児休業を制度化することに加え、育児期間中の勤務時間短縮や時間外労働の制限、子の看護休暇の導入を目標としていた。育児休業制度の推進・充実は、2006年の新しい少子化対策や2007年の重点戦略でも引き続き言及されている。

韓国では2008年から育児休業制度が拡張され、子どもが3歳に達するまでの最大1年間取得できるようになった。また給付額も従来の月40万ウォンから50万ウォンに引き上げられた。

台湾では30人以上の事業所に満1年在職する母親は、子どもが3歳になるまで最長2年の無給の育児休業を取得できる。人口政策白書では、育児休業手当の給付を推進するとともに、男女とも休業を申請できるよう育児休業制度を拡張するとしている。

シンガポールの有給の育児休暇は、子どもが7歳になるまで年間2日だったが、2008年8月から年間6日までに延長された。前半3日は雇用主が、後半3日は政府が賃金を支払う。また2歳未満の子を持つ親に、無給の乳児看護休暇が年間6日認められた。

その他の両立支援策

日本の子ども・子育て応援プランでは、「企業等におけるもう一段の取組の推進」として、2005年の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・推進と、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進が提唱されている。仕事と家庭のバランスについても、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得、パートタイム労働者の待遇改善、ワークシェアリングやテレワークの普及といった様々な取り組みに言及し、2007年のワーク・ライフ・バランスの議論につながった。母親の再就職支援のため、マザーズハローワーク事業が2006年から行われている。2007年に採択されたワーク・ライフ・バランス憲章は、現在の仕事と家庭生活の不調和が低出生率と女性や高齢者の労働市場からの排除の原因とし、ワーク・ライフ・バランスの追及は企業にとってコストでなく投資であると位置づけた上で、国と自治体、企業と労働者がそれぞれ果たすべき役割を規定した。

韓国では2006年7月から、妊娠34週以後に契約が終了する非正規職女性労働者を継続雇用する事業主に「出産後継続雇用支援金」を支援している。2007年には、対象が妊娠16週以上に拡大された。また2007年3月からは、出産等で離職した女性労働者を新規採用する事業主に、月30万～60万ウォンの「お母さん採用奨励金」が最長1年間支給されている。セロマジプラン2010では、より包括的な主婦の職場復帰プログラムとして「職場素養教育」「基礎職務能力の培養」「専門的職業能力の開発」「雇用支援サービス」という四段階を踏む訓練・就業支援プログラムが計画されている。また、経歴断絶女性休職者データベースを構築し、既存の女性労働力開発センターや女子大生キャリア開発センターと連携

して就職を支援する計画もある。さらに家族親和的な職場文化を定着させるために、家族親和的な企業経営モデルを開発し、優良企業を認定してインセンティヴを与える法案を策定するとしている。

台湾の人口政策白書では、「家庭親和的な職場環境の構築」のために、国家機関と直轄市・県市当局が協力して企業の保育措置改善を指導・奨励すべきであるとする。さらに中長期的には、保育措置に加え柔軟な労働時間制度を推進し、企業の創造的な保育方案を表彰し、「性別就業平等法」を制定して家庭親和的な職場環境を構築すべきであるとしている。

シンガポールでは2004年にWow!(Work-Life-Works)基金を設立し、ワーク・ライフ・バランスのための企業努力に助成金を出している。2008年の新結婚・家族政策のワーク・ライフ支援の項目に含まれるのは、休暇制度の拡張に関する記述のみで、特に新しいキャンペーンや企業助成制度はないようである。

家族価値の涵養

日本の子ども・子育て応援プランの第3章「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」はごく短く、提示されている施策は「中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供する」「中・高校で生命の大切さや子育て理解に関する教育を推進する」「子育てや子育て支援に関する各種フォーラムを開催する」の3項目だけである。欧米先進国では、どのような家族形態や個人のライフスタイルが望ましいかを政府が決めるべきではないという合意が形成されている(Caldwell, 2006, p. 333)。子ども・子育て応援プランの記述も、ある程度保守主義的な印象を与えはするが、価値観の押しつけととられないよう配慮した形跡が見られる。2006年の新しい少子化対策でも、「家族の日」「家族の週間」制定、生命や家族の大切さについての理解の促進を通じた国民運動の推進に言及されていたが、具体的な進展は見られない。

韓国のセロマジプランは日本より踏み込んだ印象で、学校教育と私教育を通じて家族価値観を確立し、親密で平等な家族生活文化を造成することが明確に謳われている。まずは学校教育では、結婚・家族の価値を強調し、出産・育児の幸福を認識するよう教育すると明記されている。教科書改編に関しては伝統的性役割を支持・助長するような記述の削除・修正が同時に謳われているものの、全体としては保守主義的な印象を与える。特に「出産・育児の幸福と価値を認識するよう教育する」という項目は、独身や無子のライフスタイルを否定するものとみなされる余地が大きいが、今のところそうした批判は聞こえて来ない。

台湾の人口政策白書は、韓国とは正反対にフェミニズム的な価値観が勝った内容になっている。公教育の改革に関しては、「両性の家事・育児分担教育を強化し家庭・婚姻相談を推進する」ことが提唱されている。そこでは結婚力低下は、家事への男性の参加が少なく、女性に家事・職場の圧力がかかり自立した女性が婚姻をためらうためとされる。この問題の解決のためには、伝統的性分業からの解放と両性分担モデルの修得が必要で、多元文化価値を尊重し、良き両性関係と民主家庭理念を教えなければならないとされる。

シンガポール政府は伝統的に人口の質へのこだわりが強く、最近までエリート層にのみ出生力上昇を期待し、低学歴層にはあまり子どもを生んで欲しくないという意向が強かった。そのせいか出生力に関して、国民全体の価値観を誘導しようとする意図は見られない。

3. 東アジアの出生促進策

出生促進策に即効性はなく、当面は低下圧力に抗するのは難しい。加えて東アジアは英語圏先進諸国とともに新自由主義グループを形成しており、家族政策に使われる予算は北欧・西欧諸国よりもはるかに少なく、なおさら目覚ましい効果は期待し難い。しかし社会政策というものは、根柢が薄くても実施されるものである。途上国の出生力低下も、家族計画の有効性に対する経験的根柢が乏しく効果が疑われていた時期に発足し、結果的に成功した(McDonald, 2005)。しかし出生抑制策の場合は近代化に伴う個人の小家族志向が社会の利益に合致したのに対し、低出生力社会ではこうした社会と個人の共通の利害